

情報公開条例があぶない

名古屋市民オンブズマン 新 海 聡

8月15日、突如として愛知県瀬戸市のWebに「公文書の開示請求に係る手数料の徴収及び個人情報の保護に関する法律の改正に併せた不開示情報の改正をするに当たり、瀬戸市情報公開条例の一部を改正」するので、改正骨子案に意見を求めます、という記事が掲載された。瀬戸市の改正骨子案は次のような内容だ。

- ①受益者負担の考え方により、開示請求に係る手数料を公文書1件につき300円とする。
- ②行政機関個人情報保護法の一部改正にあわせ、不開示情報から除外されていた、公務員の職及び氏名並びに職務遂行内容の内、氏名について、除外事由から削除する。

この骨子案が、これまでの瀬戸市の情報公開制度を後退させることは明らかだ。そもそも開示手数料の単位となる「公文書1件」の数え方はこの骨子をみるかぎり不明だが、仮に「一件」を開示対象文書の標目毎にカウントした場合には、膨大な費用の負担を請求者に強いることになる。情報公開のコストの増加は、政務活動費の領収証の写しを請求する場合を考えれば明らかだ。

さらに、この改正を実現しようとするのが、瀬戸市長が意識するしないにかかわらず、情報公開に対する市の考え方を転換するという、より本質的な問題を含む点だ。瀬戸市情報公開条例は冒頭の1条で「市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定めること等により、情報の一層の公開を図り、もつて市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」と述べている。開示請求権が憲法21条の知る権利に基づくことを直接宣言したものではないにしても、民主主義の根幹をなす知る権利を尊重するために情報公開請求の制度が設けられたことを宣言し、情報公開によって生じる行政の説明責任が市民に対する義務であることを宣言しているのだ。

一方、「受益者負担」の考え方は、行政が特定の市民に特別なサービスを行った場合に、サービスを受けた者とサービスを受けない一般市民との間の不公平を是正することを目的としたもので、サービス実施に要した費用を、サービスを受けた者に負担させようとする考え方を基礎とする。しかし、条例に基づく情報公開条例に基づいて、行政の説明責任を問う市民の行為が、行政に特別のサービスの提供を求めることにはならない。受益者負担と情報公開の制度は、本来両立しないにもかかわらず、あえて瀬戸市が情報公開請求に受益者負担を持ち出すことは、結果的に行政の市民に対する説明責任を否定することにつながる。地方自治体の情報公開制度に変質をもたらす点で、見逃すわけにはいかないのだ。

②についても問題が多い。行政機関個人情報保護法の施行にともない、地方公共団体の個人情報保護条例の改正が行われるからといって、情報公開法の規定を動かす必要はない。もともと、国の情報公開法の運用では、各行政機関の公務員の氏名情報は平成17年8月3日の情報公開に関する連絡会議の申し合わせによって、法5条1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとされて運用がなされている。瀬戸市が、同市条例7条(2)ア「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に国の上記申し合わせを読み込む運用をするつもりであれば、条例改正の必要はない。わざわざ条例の改正骨子案で指摘しているということは、今回の改正によって瀬戸市は公務員の氏名を一般的に不開示とすることを意図したものと云わざるを得ない。

こうした動きは、自治体の活動についての情報が減少するだけでなく、首長の職員の任命責任に対する説明義務を尽くさないことにつながる。

このような情報公開条例改正の動きはこのところ、立て続けに生じている。豊田市も情報公開請求時に1件200円の請求手数料を徴収することについてパブリックコメントの募集を始めた。福岡県大任町では、開示請求権者を「何人も」から、一年以上町内に居住する町民に限定する条例改正を行っている。いずれも行政の情報から市民を遠ざける改悪である。

こうした情報公開制度の後退は、情報公開制度の民主主義政治への重要性について首長、議員の間で十分な理解がなされていないことをも意味する。その原因として、この10年間の国政における情報公開制度への敵視ともいえる態度が影響しているのではないか。第二期安倍政権以降、国は政権に都合の良い情報の広報にすぎないものを「国民への情報公開」と意図的に誤用する一方で、重大な説明責任発生の根拠となる文書の破棄、改ざんを行ってきたことが次々に明らかになった。こうした情報公開制度への敵対的姿勢は、情報公開制度に対する信頼を害し、それまでの地方公共団体における情報公開制度への真面目な取組を否定し、説明責任に対する首長の意欲の後退を蔓延させていったと思えるのだ。

情報公開制度と説明責任を敵視した政権の姿勢は、現在も続いている。だからこそ、情報公開に逆行する条例の改悪に抗議し、私たちの活動に情報公開制度を利活用し続けていくことが、この国の瀕死の情報公開を復活させるために必要であることを、強調したい。

(了)